

鹿内共第 8 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

川辺広瀬川漁業協同組合

川辺広瀬川漁業協同組合鹿内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、川辺広瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する鹿内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがに、てながえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、つけ釣、たも網、又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具、 漁 法	規 模
投 網	網の全長 3メートル以下
刺 網	網の全長 20メートル以下
か ご 網	20個以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日～10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こ い	周 年

う な ぎ	3月1日～9月30日まで
もくずがに	9月1日～11月30日まで
てながえび	周 年

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する蘆木釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	漁具漁法	期 間
万之瀬川上流中川辺町永田下平ダムの下流端から 万之瀬川と匠牟田川の合流点まで		周 年
万之瀬川上流川辺町平山川原町井手元堰定から 万之瀬川と神殿川までの合流点まで		周 年
蘆木橋から下流全域	投 網	周 年
蘆木橋から下流全域	刺 網	周 年
万之瀬川上流川辺町清水、かじか橋下流の端から万 之瀬川・清水岩屋橋下流の端まで		周 年

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	20センチメートル以下
う な ぎ	21センチメートル以下
もくずがに	甲長6センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小中学校の生徒は無料、高校生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するものとする。

一 手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あ ゆ	手釣・竿釣・	1年	1,500円
	投網	1年	3,000円
こ い	手釣・竿釣・つけ釣	1年	1,500円
	投網・もぐり	1年	3,000円

うなぎ	手釣・竿釣・つけ釣	1 年	3,000 円
もくずがに	かご網	1 年	1 個につき 600 円
てながえび	えびかご・しらが網	1 年	1 個につき 600 円

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	刺網	1 年 5,000 円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 川辺広瀬川漁業協同組合事務所（川辺町平山 3 2 3 4 番地）

(2) 轟木釣具店（川辺町平山 2 4 6 4 番地）

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所で、組合が指定する漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
万之瀬川広瀬橋から轟木橋に至る区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。